

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和3年度	次回見直し予定	令和7年度
条 例 名	神奈川県手話言語条例				
条 例 番 号	平成26年神奈川県条例第89号	法 規 集	第6編第1章第1節		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課				
条 例 の 概 要	ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、手話の普及等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策を推進するための基本的事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	<p>本条例は、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的としており、その目的に向けて取組は進みつつあるが、まだその目的が十分に達成されているわけではなく、取組を継続していく必要がある。</p> <p>また、国においても「手話言語法」の制定の動き等はあるものの、現時点でその内容や制定時期などは未定である。</p> <p>これらの状況に鑑み、県において手話の普及推進について引き続き検討していく必要がある。</p>			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	<p>本条例が制定されたことにより、県民生活における様々な場面で、県民がろう者に基本的な手話の対応ができるように、民間事業者等が実施する手話講習会への手話講師の派遣や、手話学習用教材の作成、配布などの取組を進めており、手話の普及推進を図る上で、本条例の規定は有効である。</p> <p>一方で、ろう者への理解を深める取組の推進やろう児の手話の獲得の機会の充実、非常時も含めた手話による情報取得や手話を使用される機会の充実といった、手話を使用しやすい環境の整備、専門的な人材の計画的な養成や活動環境の充実などは引き続き課題であり、条例の改正や条例に基づき策定する計画において対応を検討する必要がある。</p>			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	この条例に基づく手話推進計画が策定され、その計画に沿って様々な取組が進められており、効率的に機能している。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	条例の基本方針は、「かながわグランドデザイン」にある、「誰もがその人らしくくらす地域社会の実現に向けて、障がい児・者を取り巻く社会的障壁の排除や障がいに対する理解促進に取り組む」という方向性に合致している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	特に法に抵触するような内容はない。			
その他					
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>廃止を検討する。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>令和3年度に改定を予定している「神奈川県手話推進計画」において課題に対応するだけでなく、条例においても対応が必要な部分があることから、その改正を検討する。</p>			